

## 支部会計取扱規則

(目的)

第 1 条 日本オペレーションズ・リサーチ学会の支部会計に関する規定については、会計処理規定に定めるもののほか、この取扱規則によるものとする。

(支部会計)

第 2 条 支部は本部からの交付金をもってその経費をあてる。支部交付金は支部運営費と支部事業費とに分かれる。支部交付額決定の基準日は、前年度の 12 月末とする。(基準日：2008.07.18 理事会承認)

(支部運営費)

第 3 条 支部運営費は、各支部に年度ごとに交付される。支部運営費の交付額は、別表 1 支部基礎額算出基準によって計算される支部基礎額が 25 万円を超える場合、25 万円もしくは支部基礎額の 80%のいずれか多い方の額を交付する。また、支部基礎額が 25 万円以下の場合、その全額を支部運営費とする。

支部運営費は、支部総会等の会議費、毎年定例の講演会、研究会等の経費、通信費、交通費、その他の支部の通常の活動や運営上必要な費目に支部の判断で支出する。

(支部事業費)

第 4 条 支部事業費は、すべての支部共通の予算として計上される。支部事業費の総額は各支部の基礎額から支部運営費を差し引いた額の合計とする。ただし、必要であれば理事会の承認を経て追加補助金を加えることができる。各支部は計画した事業ごとにその経費を研究普及委員会に申請し、承認が得られればその事業に対して事業費が交付される。

支部事業費の対象となる費目は、学生会員・若手会員を主な対象とした合宿形式の交流イベント、支部主催のシンポジウム、国際会議や大規模な講演会・セミナー、支部で開催する研究発表会の特別な企画、その他支部運営費では実施できない予算措置の必要な事業の経費である。

(支部事業費の申請と交付)

第 5 条 支部事業費の申請は、原則として春季・秋季研究発表会の際に開催される研究普及委員会において審議し、交付額の前案を作成し、その後理事会で承認する。

交付された支部事業費は事業終了後直ちに、収支計算し、収支差額の処理について理事会の承認をもとめなければならない。

なお、不足額が小幅の場合は研究普及担当理事および会計理事の承認で各支部共通の支部事業費に対して、不足金の請求ができる。余剰額が発生した場合は直ちに各支部共通の支部事業費に繰り入れすることとする。

(剰余金の処理)

第 6 条 年度末における支部運営費の剰余金は、各支部共通の支部事業費に振り替える。

(支部の会計年度)

第7条 各支部の会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末に終わる。

(支部決算)

第8条 各支部は毎年度末に事業ならびに収支報告書を作成し、本部に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(決算書類の事前提出)

第9条 各支部は本部会計決算に合わせて、支部決算のため下記書類を作成し、本部庶務担当理事および会計理事宛に年度末から次年度3月第1週までに提出しなければならない。

①収支計算書 現金出納帳、銀行取引帳の写しをつける。

②貸借対照表 残高証明書については期限後でも可。

③財産目録

(規則の変更)

第10条 この支部会計取扱規則は庶務幹事会の審議を経て、理事会の承認を受けなければ変更できない。

附則

本取扱規則は平成16年10月1日より施行する。

本規則は、平成20年7月18日一部改訂した。(基準日追加を追加)(6条但し書削除)

本規則は、令和2年7月28日一部改訂した。(支部事業費)

本規則は、令和3年4月8日一部を改訂した。(第9条但し書削除)